

第58回市民体育祭
第14回羽村市健康フェア

第58回市民体育祭

秋空の下、楽しく汗を流しませんか？

期 日 10月9日(日)

時 間 開会式：午前8時45分
 競技開始：午前9時30分

会 場 富士見公園グラウンド

※雨天の場合は、10日(月)(体育の日)に順延。

※詳しくは、10月上旬にプログラムを新聞折り込みにてお知らせします。

※種目は、当日申込みの種目と町内会・自治会対抗種目、小・中学校対抗、職場対抗などがあります。

問合せ スポーツセンター ☎ 555-0033



市民体育祭と同時開催します
第14回羽村市健康フェア

日 時 10月9日(日)午前10時～午後3時 (総合健康度チェック・結核検診は、午後2時ごろ終了)

※雨天の場合は、10日(月)(体育の日)に順延。

会 場 富士見公園Cグラウンド、クラブハウス

内 容 総合健康度チェック(クラブハウス) / 結核検診(クラブハウス前) / 運動コーナー / 栄養コーナー / 献血・薬物乱用防止PRコーナー ほか

結核検診対象者 市内在住の18歳以上の方

問合せ 保健センター ☎ 555-1111

いもほり農園オーナー募集

ご家族やグループで、秋の味覚・サツマイモの収穫を楽しみませんか。市外の方の申込みも大歓迎です。

収穫期 10月上旬～11月上旬

農園の場所

○小作台5丁目(新奥多摩街道沿い)

○栄町2丁目(市役所通り沿い)

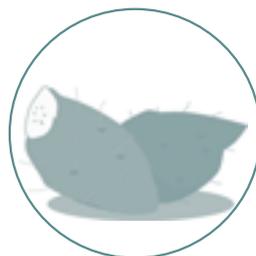
料 金 1区画(10株) 1500円

申込み 9月27日(火)午前8時30分から午後5時まで
 に、産業振興課(市役所分庁舎)で受け付けます

(先着順)。

※申込み時に料金をお支払いください。

問合せ 産業振興課農業振興係



敬老のつどいは10月に行います

今年も「敬老のつどい」は、スポーツセンターで行います。

開催日 10月23日(日)

会 場 スポーツセンター

※対象の方には10月上旬に招待状(はがき)を郵送します。

※詳しくは、広報はむら10月15日号でお知らせします。

問合せ 高齢福祉介護課高齢福祉係

男女共同参画推進会議の委員を募集します

市では、男女共同参画社会の実現をめざした施策の充実と推進を図るために、「男女共同参画推進会議」を設置し、市民、企業、行政が一体となった取り組みを行っています。

この会議に参加してくださる委員を募集します。

性別によることなく、誰もがその人の個性と能力を発揮できる男女共同参画社会を築いていくために、一緒に考えていきませんか。

対 象 市内在住の20歳以上の方で、男女がともにいきいきと暮らせるまちづくりに関心のある方
※他の委員会や懇話会などで活動中の方は、応募をご遠慮ください。

募集人数 5人

任 期 平成18年2月から2年間

開催日数 年間6～7回程度

報 酬 日額9000円

選考方法 提出していただいた作文をもとに審査し決定します。作文は非公開とし、後日返却します。選考結果は、応募者全員にお知らせします。

応募方法 「男女共同参画社会に関する考え方」を800字程度にまとめ、10月6日(木)午後5時(必着)までに郵送・ファクス・Eメール、または直接広域・協働推進課へ
※様式は問いませんが、住所・氏名・年齢・電話番号を明記してください。

応募先・問合せ 〒205-8601 (住所記載不要) 羽村市広域・協働推進課男女共同参画担当
ファクス：042-554-2921 Eメール：s101100@city.hamura.tokyo.jp

委任状の提出にご協力ください

市役所の市民課窓口や市役所連絡所で、代理人が住民票や戸籍の証明書などを申請する場合は、委任状の提出が必要です。

なお、申請時に来所された方の本人確認を行っていますので、運転免許証・健康保険証などの提示にご協力ください。

●委任状が必要な申請

申請の種類	申請者
住民票（除住民票）の写し	本人または同一世帯の方以外の代理人
戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） 戸籍個人事項証明書（戸籍抄本）	戸籍に記載されている本人、その配偶者、直系尊属または直系卑属の方以外の代理人
身分証明書	本人以外の代理人
戸籍の附票	戸籍の附票に記載されている本人、その配偶者、直系尊属または直系卑属の方以外の代理人
外国人登録原票記載事項証明書	本人または同一世帯の親族以外の代理人

※その他の証明や届出についても、一部委任状が必要な場合があります。

詳しくは、お問い合わせください。

問合せ 市民課受付係

委 任 状

(代理人)

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

【 <例> 住民票の申請 】

平成 年 月 日

(委任者)

住 所 _____

氏 名 _____

生年月日 _____

羽村市長あて

2005年国勢調査がはじまります

いよいよ、5年に1度の国勢調査がはじまります。市内のすべての方が対象の統計調査ですので、皆様のご協力をお願いします。



9月20日(火)ごろから10月10日(月)にかけて、国勢調査調査員が皆様のお宅へ調査票の配付・回収に伺います。
10月1日の状況を調査票に記入してください。
(機械処理のため、黒の鉛筆かシャープペンシルを使用してください。)

- ◆ 調査員が調査のお願いに訪問したときに、不在であれば、連絡メモを書き、改めて伺います。
- ◆ どうしても直接お願いできない場合は、調査票を郵便受けに入れるなどして、記入をお願いすることもあります。
- ◆ 9月20日(火)から10月10日(月)の間に、旅行や仕事などで留守にされ調査票の記入ができない場合や、調査票が手元に届かない場合などは、庶務課庶務係へご連絡ください。その他ご不明な点についてもお問い合わせください。

問合せ 庶務課庶務係

- 統計法に基づいて行われる国勢調査は、人口や世帯についての基本的な統計調査で、日本に住むすべての人が対象となり、回答が義務付けられています。
- 9月20日(火)ごろから10月10日(月)にかけて、国勢調査員が皆様のお宅へ調査票の配付・回収に伺います。
- 調査関係者には守秘義務があり、調査内容の秘密は保護され、調査票は集計後、溶解処理されます。
- 調査員は、調査員証を携帯しています。
- 調査項目は、世帯に関する事、住宅に関する事など17項目です。
- 調査の結果は、少子高齢社会への取り組みや防災対策など未来のまちづくりに活かされます。

国勢調査ニュース NO.4

自然休暇村の管理運営者が変わります ◀◀

10月1日から、自然休暇村の管理運営者が、(財)羽村ふれあい地域づくり公社から**(株)レパスト**に変わります。これは、地方自治法の改正により新たに創設された「指定管理者制度」を利用して、自然休暇村の運営をしていただくことになったためです。

この「指定管理者制度」は、公的団体に限定されていた自然休暇村など公の施設の管理について、株式会社などの民間団体も参入できるようにしたもので、民間の能力を活用し、より効果的・効率的な施設の運営を行い、サービスの向上を図ることを目的としています。

今後も、羽村市は、サービスの充実を目指していきます。

今後の予約方法

- ・ 9月30日(金)まで…今までどおり、コミュニティセンター、自然休暇村フロントで予約ができます。
- ・ 10月1日(土)から…フリーダイヤルで自然休暇村フロントに予約してください。

宿泊料金 今までと同じ料金で利用できます。

※詳しくは、広報はむら 10月1日号でお知らせします。

問合せ 市民生活安全課地域ふれあい係



▲羽村市自然休暇村

福祉



タクシー費用助成・自動車ガソリン費助成の請求を受付中です

対象 タクシーまたはガソリン費助成の認定を受けている障害のある方
助成限度額 1万5000円まで（平成17年4月～9月分）
請求期日 10月11日（火）まで（祝日を除く）
請求に必要なもの 4月から9月までの領収書（プリペイドカード方式で給油された方も領収書が必要です）・印鑑

問合せ 障害福祉課障害福祉係

介護者交流会を行います

介護者の方同士でおしゃべりを楽しめませんか。

在宅介護の経験をお持ちの講師をお招きして講演会を行います。

日時 10月14日（金）午後1時30分～4時
会場 老人福祉センターじゅらく苑 2階相談室

対象 実際に介護をしている市民の方
内容 講演「認知症のある高齢者の在宅介護のコツとは？」

講師 小泉晴子さん（練馬区認知症高齢者家族の会代表）

※事前に申込みが必要です。
申込み・問合せ 在宅介護支援センター（市役所内） ☎579-7785

赤い羽根共同募金のお願い

今年も10月1日から赤い羽根共同募金運動が始まります。

皆さんの「たすけあい精神」に支えられる共同募金運動にご協力ください。皆さんからの募金は、地域福祉活動や民間社会福祉施設・団体を支援する資金などに活用されます。

募金期間 10月1日（土）～31日（月）
募金活動

《街頭募金》 10月1日（土）・3日（月）・4日（火）に羽村駅・小作駅で行います。

《各戸募金》 各町内会・自治会内で協力員による各戸訪問を行います。

《その他》 福祉センターをはじめ市内公共施設の窓口に募金箱を設置します。

問合せ 社会福祉協議会総務課総務係（福祉センター内） ☎554-0304

いこいの里臨時休館

9月24日（土）は、午後1時から「風のおわり」開催準備のため全室休館となります。ご了承ください。

※カラオケ・卓球の利用は、午前中のみで、お風呂は利用できません。

暮らし



問合せ いこいの里 ☎578-0678

生け垣を作りませんか

市では、道路に面して、初めて生け垣を設置する方、ブロック塀などを取り壊して新たに生け垣を設置する方に助成金を交付しています。

助成対象 道路幅員、樹木の高さなどが一定の基準を満たすもの

※不動産業者が業として設置するものなどは対象になりません。

助成金額 工事費の2分の1（限度額20万円）

※詳しくはお問い合わせください。

申請方法 公園緑政課で申請用紙などをお渡しします。

※すでに工事着手、もしくは設置されたものは、助成の対象になりません。

問合せ 公園緑政課公園緑政係

油・断・快適！下水道

下水道に油を流さないで！

下水道に油を流すと…

下水管の中で固まって詰まったり、悪臭の原因になります。

環境を守るには、下水道を利用する

皆さんの協力が不可欠です。一人ひとりが排水のマナーを守ることで大きな改善効果が得られます。

問合せ 羽村市下水道課／東京都下水道局 ☎527-4828

「住宅なんでも相談」をご利用ください

相談日 奇数月の第3水曜日

相談時間 午後1時～4時

会場 市役所1階市民相談室

相談内容

- 住宅に関する法律関係（建築基準法など）
 - 住宅のバリアフリー、障害者などのための改装など
 - 住宅の欠陥やトラブルを防ぐための知識
 - 新築・リフォーム・修繕のアドバイス
 - 安心できる契約の仕方
 - 住まいの保守点検の仕方
 - 耐震改修について
 - 省エネルギー住宅について
 - 外構工事（門・塀・植木・ガレージなど）
 - 設備関係（電気・上下水道・空調など）
- ※当日お越しいただけない方は、電話でも相談をお受けします。

今後の相談日

○9月21日（水） ○11月16日（水）

悪徳住宅リフォーム業者に「ご注意ください！」

問合せ 広報広聴課市民相談係